

**懲戒処分以外の処分の実施状況
(過去分)**

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1. 5. 20	文書訓告	公立中学校 教諭	平成29年4月から自宅を離れ借家から通勤していたが、通勤及び住居の変更届を提出せず、平成29年5月から平成31年3月までの間、通勤手当を不適正に受給した。
1. 5. 20	嚴重注意	公立小学校 校長	上記に対する監督責任。
1. 5. 20	文書訓告	公立中学校 校長	平成30年11月、酒気帯び運転により検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、1. 5. 20 停職4月)
1. 5. 20	口頭訓告	県立学校 校長	平成31年3月と4月に勤務校の女子生徒とドライブに行き、不適切な行動があったとして処分を受けた実習助手に対する監督責任。 (実習助手は1. 5. 20 減給10分の1 2月)
1. 7. 16	口頭訓告	公立中学校 校長	平成31年3月、警察官による速度取り締まりにより速度超過で検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、1. 7. 16 減給10分の1 1月)
1. 10. 25	口頭訓告	事務局 係長級職員 及び一般職員 3名	退職手当の支給事務において、在職期間の計算における育児休業期間の除算方法を誤り、一部の退職者に対する退職手当を過大に支給した。
	口頭訓告	事務局 一般職員 (当時) 〔 県立学校 事務長 〕	
1. 11. 5	文書訓告	県立学校 校長	令和元年7月から10月までに、職員室等において、同僚教員の財布等から現金を抜き取る等の行為を計13回行い、合計約12万円を盗んだとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、1. 11. 5 免職)
1. 12. 18	口頭訓告	県立学校 校長	自家用車で東温市内の国道11号線を走行中、はみ出し禁止区域にて、対向車線にはみ出して前方車両を追い越した。これにより、追い越された車両は道路脇に転落、物品の損害及び運転手の軽傷に至った。
2. 1. 21	口頭訓告	県立学校 校長	令和元年11月、速度違反取締中の警察署員に、速度超過により検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は2. 1. 21 減給10分の1 3月)
2. 1. 24	文書訓告	事務局 部長級職員	令和元年12月、通勤のため松山市内をバイクで通行中に、渋滞で停車していたバイクに後方から追突し、怪我(加療期間約2週間)を負わせた。

**懲戒処分以外の処分の実施状況
(過去分)**

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
2. 2. 12	口頭訓告	県立学校 教 諭	令和元年7月初旬から同月末、部活動の生徒5名に対し、下半身に向けてボールを投げ、足に当てるなどの体罰を行った。
2. 2. 12	嚴重注意	県立学校 校 長	上記に対する監督責任等。
2. 3. 11	文書訓告	県立学校 校 長	平成31年4月、過失運転致傷及び道路交通法違反の罪名で起訴され、その後、失職した教諭に対する監督責任。 (教諭は、2. 3. 11 失職)
2. 3. 25	文書訓告	県立学校 校 長	令和2年3月、令和2年度入学者選抜学力検査において、確認作業を徹底せず、誤って、前年度の問題を配付させた。
2. 3. 25	嚴重注意	県立学校 教 諭	令和2年3月、令和2年度入学者選抜学力検査において、誤って、前年度の問題を印刷したため、前年度の問題を配付することとなった。
2. 3. 25	文書訓告	公立小学校 校 長	令和2年1月、18歳未満の女性のわいせつな動画をスマートフォンで撮影したとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、2. 3. 25 免職)
2. 3. 30	文書訓告	公立中学校 校 長	平成30年3月及び11月、18歳未満の女性に対して、わいせつな行為を行ったとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は、2. 3. 30 免職)
	文書訓告	公立中学校 校 長	
2. 6. 12	文書訓告	県立学校 教 諭	令和2年4月、感染拡大地域を訪問したことについて、管理職への報告を怠ったうえ、適切な対応を十分に取ることなく、部活動指導を行った。
2. 6. 12	嚴重注意	県立学校 校 長	令和2年4月、「感染拡大地域から来県・帰県し、2週間経過していない者は部活動に参加しないこと」という通知を、県外に出た教職員はいないという思い込みから、直ちに教職員に伝達しなかった。

※掲載もれの3件を追加掲載（令和2年8月18日）